

# 令和6年度 第1回 国道169号 下北山村上池原地区 防災対策検討委員会

日時：令和6年4月4日（木）14：00～

場所：県庁5階 第一会議室（オンライン）

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）「国道169号下北山上池原地区 防災対策検討委員会 規約」の改定

（2）国による本格復旧の今後のスケジュール（案）

（3）応急対策の進捗状況について

（4）質疑・意見交換

### 3. その他

---

#### 配付資料

資料1：国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員会 規約（案）

資料2：令和6年3月27日 近畿地方整備局記者発表資料

資料3：国による本格復旧の今後のスケジュール（案）

資料4：応急対策の進捗状況について

## 国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員会 規約

### (名称)

第1条 本会は、国道169号下北山村上池原地区 防災対策検討委員会（以下、「委員会」という）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、工学的な観点から令和5年12月23日に国道169号（奈良県吉野郡下北山村上池原地内）で発生した土砂崩れの原因究明、今後の対策方法及び周辺の安全確保の検討を目的とする。

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (委員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

委員 7名

### (委員会)

第5条 委員会の開催は必要に応じ、委員長が招集する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 計画課および奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課の共同事務局とする。

### (その他)

第7条 委員会の運営に関する必要な事項は、協議によるものとする。

(付則) この規約は、令和5年12月26日をもって施行する。

(付則) 令和6年4月4日 一部改正

# 国道169号 下北山村上池原地区 防災対策検討委員会

## 委員名簿

	氏 名	所 属
委員 長	おおにし ゆうぞう 大西 有三	京都大学 名誉教授
委 員	こやま ともふみ 小山 倫史	関西大学 社会安全学部 教授
	はしもと りょう た 橋本 涼太	京都大学 大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 准教授
	わたなべ かずひろ 渡邊 一弘	国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 道路基盤研究室長
	あさい けんいち 浅井 健一	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 上席研究員
	あおやま じゅん 青山 淳	国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター長
	いとう つとむ 伊藤 努	国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所長
	やすい ひろゆき 安井 広之	奈良県県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当）

\* 事務局：国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 計画課  
奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課



令和6年3月27日14時00分  
近畿地方整備局道路部

しもきたやまむらかみいけはら  
**国道169号奈良県 下北山村上池原の崩土災害について**  
**国の権限代行による災害復旧事業に着手**

よしの しもきたやまむらかみいけはら  
○国道169号奈良県吉野郡下北山村上池原において、令和5年12月に崩土被害が発生し、全面通行止めを行っており、奈良県において、応急復旧を実施中ですが、奈良県から国に対し、権限代行による本格復旧の要望があったところです。

○これを受け、国道169号の本格復旧については、高度な技術力を要することから、道路法第13条第3項の規定に基づき、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。

**【直轄代行の概要】**

よしの しもきたやまむらぜんき かみいけはら  
国道169号 奈良県吉野郡下北山村前鬼～上池原(本格復旧の実施)

(参考)国道169号下北山村上池原地区防災対策検討委員会

<https://www.pref.nara.jp/65962.htm>

<取扱い> \_\_\_\_\_

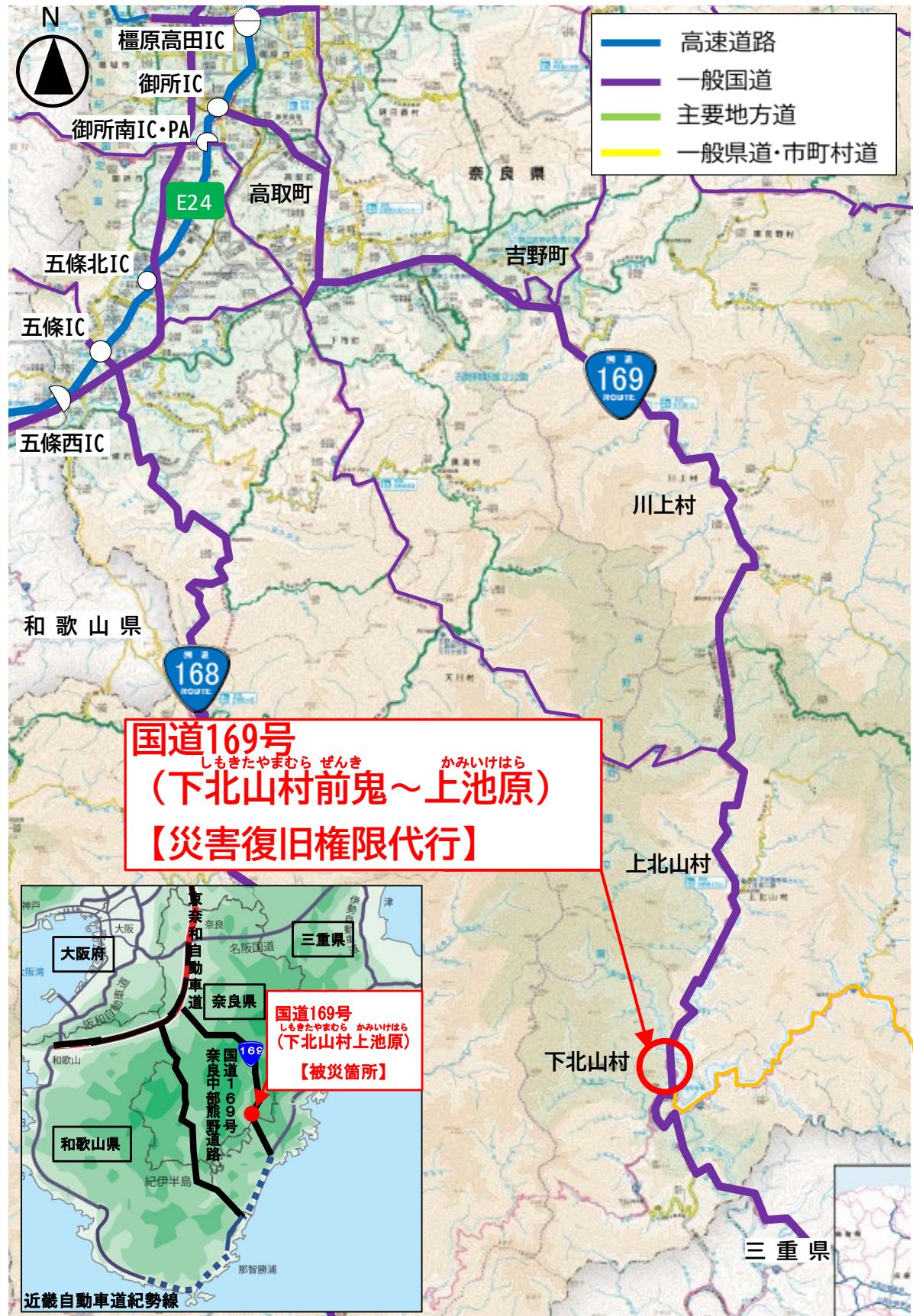
<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 道路計画第一課  
課長 まつばらともひろ 松原朋弘 (内線4211)  
課長補佐 なかむらこういちろう 中村幸一郎 (内線4216)

直通電話 06-6941-7435

# 国道169号 (下北山村前鬼～上池原) の概要

## ■ 被災箇所と権限代行区間



## ■ 被災状況 (写真)



## 【参考】

# 道路法 権限代行の根拠法

## 道路法

### 第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

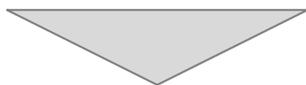
3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

# 国による本格復旧の今後のスケジュール（案）

## 防災対策検討委員会

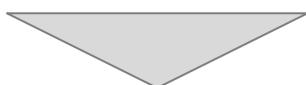
### 臨時委員会（R6.3/7）

- ・深層崩壊危険流域の蓋然性が高まった、範囲が明らかになった
- ・復旧は高度な技術が必要

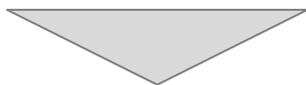


### 令和6年度第1回委員会（4/4）

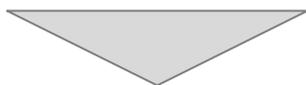
- ・国で本格復旧することの報告
- ・今後の進め方について確認



- ・本格復旧案の検討に必要な調査内容について確認



- ・国から調査結果の報告
- ・本格復旧案の検討に向けた配慮事項



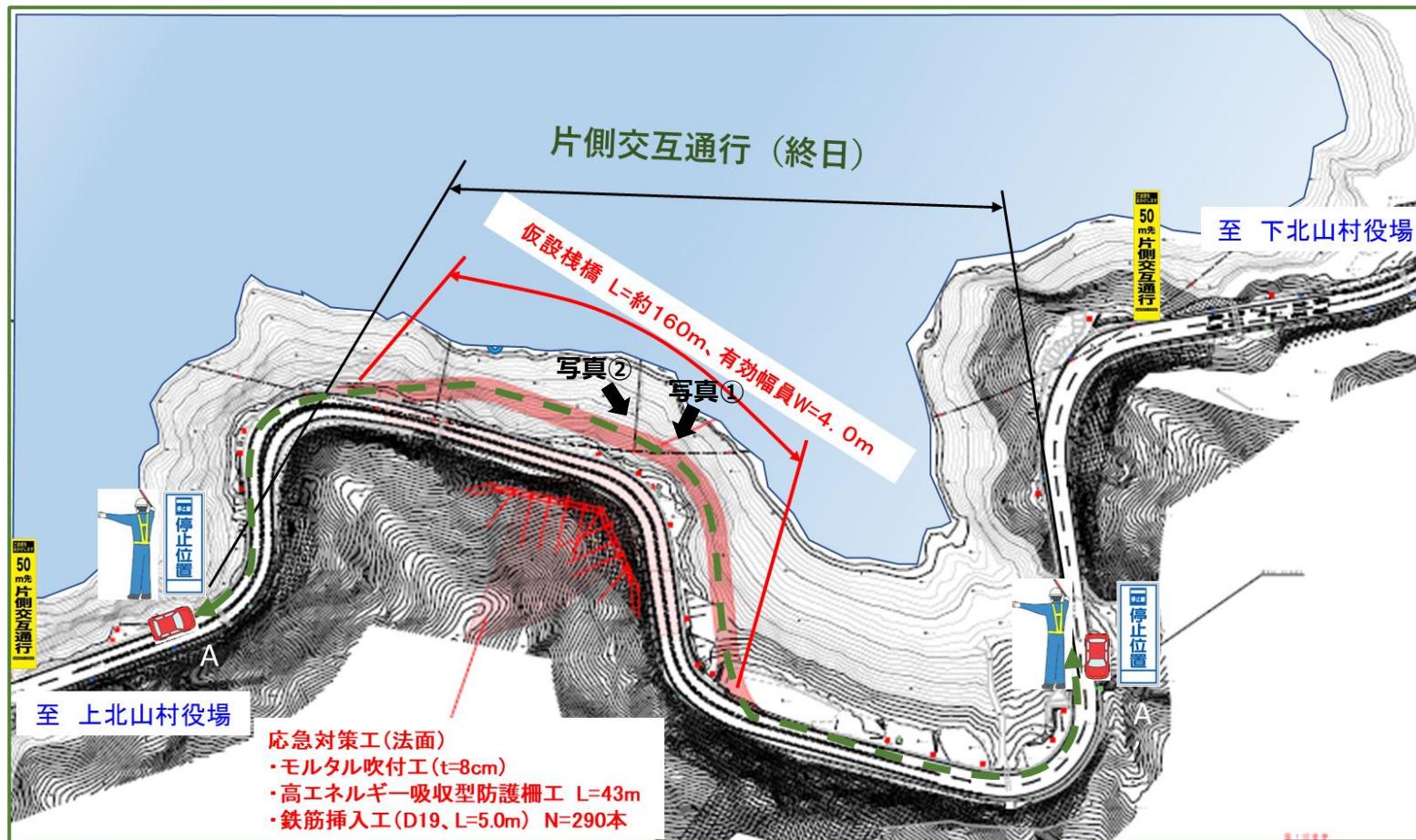
- ・本格復旧案について確認

# 応急対策の進捗状況について

## ■ 応急対策の概要

- 現道上（本線）での応急対策による暫定通行は、通行車両の安全を確保出来ないことから、仮橋の整備による応急対策を実施中。
- しかし、4月1日に上北山村西原で発生した崩土被害により、上北山村西原～下北山村池原の区間に救急車等が出入りできないため、現道上（本線）を消防、救急等の緊急車両に限って通行可能とする臨時措置を4月2日より実施中。
- 仮橋の応急対策実施にあたっては、崩壊斜面の表面にある不安定な岩塊崩落による、仮橋への損傷の影響なくすために、表面処理（吹付工、鉄筋挿入工）を実施済。
- 本格復旧の完了までは、所要の期間が必要であり、その間の地域の利便性確保や緊急輸送等への対応のため、監視員の設置等、所与の措置を加えて当面の安全確保が可能であれば、現位置において緊急車両に限って通行可能な仮橋の確保を実施中。  
※仮橋の施工にあたっては深層崩壊危険流域の地形掘削を行わない栈橋工により実施予定。

【平面図】



【3月28日時点】

